

令和 5 年 3 月 29 日

都道府県・指定都市
都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

(公 印 省 略)

都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について（占用許可）

「第 56 回国家戦略特別区域諮問会議」において、「地方公共団体が設置する都市公園において、都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に該当する事項のうち、一定の条件を満たすものについては、同法第 6 条第 1 項に規定する占用許可行為を指定管理者へ委任することを可能とすることについて、2022 年度中を目途に関係者に通知する。」こととされております。

このことを踏まえ、地方公共団体が設置する都市公園において、都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に該当する事項のうち、一定の条件を満たすものについては、同法第 6 条第 1 項に規定する占用許可行為を指定管理者へ委任することを可能としますので、下記のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は「指定管理者制度による都市公園の管理について（平成 15 年 9 月 2 日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）」で示している指定管理者が行うことができる管理の範囲を柔軟化するものであるとともに、総務省自治行政局市町村課行政経営支援室と協議済みであるので、念のため申し添えます。

記

○地方公共団体が設置する都市公園においては、公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務に加えて、都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物に対する定型的な占用許可についても、指定管理者に行わせることができること。

○上記を踏まえ、占用許可行為の一部を指定管理者に行わせる場合は、その委任の範囲について、対象となる公園の設置目的や利用状況、各地方公共団体の都市公園条例における行為の許可の指定管理者への委任の状況、催しのために設けられる仮設工作物に対する占用許可の実績等を踏まえ、都市公園条例において明確に定めること。その際は、当該地方公共団体が設置する都市公園について一律に定める方法に限らず、個々の都市公園ごとに定める方法、都市公園の規模や種別に応じて定める方法なども考えられる。

○さらに、当該行為を委任することについて、予め、指定管理者になろうとする者や既存の指定管理者の合意を得るとともに、指定管理者が占有許可行為を行う場合の留意点について、協定等に示すこと。

(留意点の例)

- ・ 占有の目的、占有の期間、占有の場所、仮設工作物の構造等、占有許可申請書に記載される事項について指定管理者が確認すべき内容
- ・ 手続の公平性、透明性を確保するために、占有許可申請の受付等にあたって配慮すべき内容
- ・ 都市公園法第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、公園管理者から仮設工作物の移動・撤去や許可の取り消し等を命じられる可能性があることについて、占有許可申請者に明示する必要があること 等

以上